

浦添市コミュニティソーシャルワーク

実践活動シ

浦添市では平成16年度より、地域福祉推進の一環として「コミュニティソーシャルワーク事業」を全国に先駆けてそこで、今後の事業推進のために、日本福祉大学の原田氏をお招きし、これまでの6年間の実践活動と成果を核

と き 平成22年11月29日（月曜日）
午後1時～午後5時（受付 午後12時30分）

と ころ 浦添市社会福祉センター 3階 大研修室

対 象 浦添市民・関係機関・団体 **参加費** 無料

定 員 250名 ※定員に達し次第締切ります。

申し込み締め切り 平成22年11月19日（金）午後5時まで

お問い合わせ・申し込み 浦添市社会福祉協議会
TEL 098-877-8226（安次嶺・奥平）

‘誰もが生みなれた地域で安心して暮らすことができる浦添市’をめざして

「地域福祉」ってなんだろう？

2000年に施行された社会福祉法では、その第4条に「地域福祉の推進」が位置づけられました。これは、地域福祉がはじめて法律に明文化された条文です。

社会福祉法第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

- つまり・・・
- ①地域住民・・・その地域に住む人々（福祉サービスを必要としている人を含む）
 - ②社会福祉を目的とする事業を営む者・・・社協や行政、福祉施設など
 - ③社会福祉に関する活動を行う者・・・ボランティアや民生委員、市民活動を行っている人々



それぞれが相互に協力して、地域福祉に努めよう！